# 【必ずご覧ください】今回の事業実施にあたり、特に留意が必要な事項

今回の「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金事業」を実施していただくにあたり、特に留意が必要な事項をまとめています。採択事業者の方は、必ずご覧ください。

### 1. 法令に基づく各種計画等について

今回の事業において、経営革新計画・経営力向上計画・地域経済牽引事業計画を申請中の採択事業者の方、先端設備等導入計画にチェックを入れられた採択事業者の方については、補助金交付申請書の提出にあたって以下の要件に留意していただくようお願いいたします。

#### (1)次の①~③にチェックを入れられた方

- ①経営革新計画・経営力向上計画・地域経済牽引事業計画にて加点
- ②経営革新計画(平成30年12月21日以降に申請のもの)にて補助率のかさ上げ
- ③特定非営利活動法人単体申請の採択事業者の方(経営力向上計画)
- ※①及び③は計画変更を含みます。

# (2) 先端設備等導入計画にて加点・補助率かさ上げにチェックを入れられた方 (新たな設備等導入を伴う計画変更を含みます。)

- ①平成31年1月31日までに自治体において固定資産税の特例税率をゼロにする条例が成立していること※
- ②先端設備等導入計画の認定(平成30年12月21日以降に申請のもの)を受けていること (1)と②の両方が交付決定の要件となります。
- ※一部例外の地域がございます。

## 交付申請書提出前に承認書・認定書が取得できる場合

→交付申請書提出の際に、承認書・認定書の写し(別表を含む)も併せて提出してください。

#### |交付申請書提出時に承認書・認定書の取得が間に合わない場合|

→交付申請書のみを先に提出いただき、承認書・認定書以外に係る審査を先行します。

承認書・認定書が取得でき次第、速やかに地域事務局にご連絡の上、承認書・認定書の写し(別表を含む)を提出してください。

#### 2. 定款等の提出について

交付申請書提出の際、次の書類を併せて提出してください。

(1) 法人の場合

定款若しくは登記事項証明書(提出日より過去3ヶ月以内に発行されたもの)

(2) 個人事業主の場合

確定申告書(第1表)、納税証明書の写し等事業を行っていることが示されている書面

## 3. 一般型・小規模型の共同申請について

一般型・小規模型の共同申請において、共同申請者の一部が補助事業を廃止しても共同申請全体の事業計画に大きな支障がない場合は、廃止する事業者が補助事業の廃止の承認を受けること、かつ、共同申請の他の事業者が事業計画の変更の承認を受けることで、共同申請の他の事業者の補助事業継続が可能です。

ただし、幹事企業が補助事業を廃止する、1事業者を除いて残りの全ての事業者が補助事業を廃止するなど、明らかに事業計画が遂行できない場合は、補助事業全体が廃止となりますので、共同申請全ての事業者が補助事業廃止の承認を受ける必要があります。

#### 4. 機械装置の納入時期について

- 工作機械の導入を予定されている採択事業者の方は、以下の事項にご留意ください。
  - ・メーカーに進捗状況を確認するなど、事業完了期限(小規模型:11月29日/一般型:
  - 12月27日)を見据えて事業を実施してください。
    - なお、実績報告書提出日は、小規模型:12月27日/一般型:1月24日となっております。
  - ・メーカーからは必ず納入日の入った見積書・受注書・契約書等をもらってください。
  - ・<u>万一、事業完了期限までに納入が完了しない等の事情が判明した場合は、速やかに各地域</u>事務局までご連絡ください。

(必要に応じて、63ページの「事故等報告書」の提出を求めることがあります。 その他、詳細については各地域事務局に指示を仰いでください。)

### 補助事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に地域事務局の承認を得なければなりません。
- (2) 交付決定後に、補助事業者が大企業になる等、補助対象者ではなくなった場合は、本事業を中止、廃止することになります。
- (3) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限から起算 して30日を経過した日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりませ ん。
- (4) 本事業の完了した日の属する会計年度(国の会計年度である4月~3月)の終了後5年間、毎会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る事業化等の状況を事業化状況・知的財産権等報告書により報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
- (5) 本事業の実施に基づく発明、考案等に関して、知的財産権の出願又は取得を事業年度又は事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、事業化状況・知的財産等報告書により報告しなければなりません。
- (6) 事業化状況の報告から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、補助金額を上限として収益納付しなければなりません(事業化状況等報告の該当年度の決算が赤字の場合は免除されます)。
- (7)取得財産のうち、単価50万円(税抜き)以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等)しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。財産処分には、処分制限期間内に補助対象者の要件から外れた場合も含みます。
- (8)補助事業期間終了後に補助対象者に該当しなくなった場合は、処分制限財産について財産処分 となり、残存簿価相当額または時価(譲渡額)のいずれか高い額で補助金の返納をしていただく 必要があります。
- (9) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は納付しなければなりません(納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です)。ただし、中小企業・小規模事業者が、試作品の開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産(設備に限ります)を生産に転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合には、地域事務

局の事前承認を得ることにより転用による納付義務が免除されます(収益納付は免除されません)。

(10) 交付申請書の提出にあたっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

#### 注. 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (11) 補助事業者は、中小会計要領又は中小指針に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用 に努めてください(公募要領48ページ参照)。また、本事業に係る経理について、その収支 の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (12) 補助事業者は、本事業の遂行及び収支の状況について、地域事務局の要求があったときは速や かに遂行状況報告書を作成し、所轄の地域事務局に提出しなければなりません。
- (13) 本事業の進捗状況確認のため、地域事務局が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

### 財産の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。

# その他

- (1)補助金の支払については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、<u>補助金額の確定後の精算払</u>となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
  - ※概算払は原則認めておりませんが、特に個別の事情がある場合は地域事務局にご相談ください。
- (2) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (3)補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179 号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助 金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 本事業終了後、事業の成果について、「事業化状況・知的財産権等報告書」の提出義務があります。
- (5) 今回採択された事業者の方に、本事業に関係する調査をお願いすることがあります。また、補助事業者となった場合、本事業終了後、必要に応じて本事業の成果の発表、事例集等への掲載に対する協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。